

務 甲 達 第 1 5 7 号  
平成 1 9 年 8 月 2 2 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察救急法訓練推進要綱の制定について（通達）

近年、事件事故等の臨場現場において、要救護者に対して適切な一次救命処置や応急手当を行うことが、第一線の警察官等に一層求められているところである。

石川県警察における救急法については、石川県警察採用時教養実施要綱（平成 1 7 年 3 月 1 8 日付け務甲達第 4 2 号）に基づき教育訓練を実施しているところであるが、このたび、警察官に対する救急法に関する教育訓練を更に推進するため、別添のとおり「石川県警察救急法訓練推進要綱」を制定したので、効果的な運用を図られたい。

（術科教養係 2 6 7 3）

別添

## 石川県警察救急法訓練推進要綱

### 第1 要綱の目的

この要綱は、石川県警察における救急法訓練を効果的に推進するため、訓練推進体制及び訓練の基準等を定めることを目的とする。

### 第2 訓練の目的

訓練は、警察官が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員や医師に引き継ぐまでの間、適切な一次的な救命処置及び応急手当等を施すことができるよう、救急法に関する知識、術技の修得及び向上を図ることを目的とする。

### 第3 訓練推進体制の確立

#### 1 訓練責任者

- (1) 所属(警察本部の課、室、所、隊及び警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。)に救急法訓練の実施責任者(以下「訓練責任者」という。)を置き、所属の長をもって充てる。
- (2) 訓練責任者は、所属における救急法訓練を計画的かつ確実に実施する責任を負う。

#### 2 訓練推進責任者

- (1) 訓練責任者は、所属の次席、副隊長、副校長、副署長又は次長の職にある者を訓練推進責任者に指定するものとする。
- (2) 訓練推進責任者は、年間を通じて効果的かつ効率的な訓練計画を定め、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

#### 3 救急法指導者

- (1) 警察本部長は、日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に基づき、日本赤十字社都道府県支部(以下「日赤支部」という。)が実施する指導員養成講習等の課程を修了し、赤十字救急法指導員の資格を有する警部補以上の階級又は同相当職にある者を救急法指導者に指定するものとする。
- (2) 救急法指導者は、警務部警務課、警察学校及びその他必要と認められる所属に配置するものとする。
- (3) 救急法指導者は、それぞれの所属における救急法訓練指導に当たるとともに、警務部警務課の救急法指導者は、警察署等に対する計画的な巡回指導を行うものとする。

### 第4 訓練の基準

- 1 警察学校における初任科学生を対象とする救急法訓練は、下記の事項に関する知識及び術技の修得を目的とし、訓練の実施に当たっては、救急法指導者又は赤十字

救急法指導員の資格を有する部外講師の指導の下で、日本赤十字社の救急法基礎講習教本及び救急法救急員養成講習教本に準拠して行うものとする。

(1) 救急法の基礎知識

- ア 救急法の意義
- イ 救急法を実践する際の心得
- ウ 手当の基本（周囲及び傷病者の観察、体位、保温）
- エ 傷病者への接し方
- オ 現場での留意点
- カ ショックについて

(2) 一次救命処置

- ア 一次救命処置の意義
- イ 一次救命処置の手順
- ウ 心肺蘇生法
- エ 気道確保
- オ 人工呼吸
- カ 心臓マッサージ
- キ A E Dを用いた除細動
- ク 気道異物の除去

(3) 応急手当

- ア 急病の症状及び手当の基本
- イ きず及び骨折の種類と手当の基本
- ウ 各部のけがの種類と手当の基本
- エ 特殊なけがの種類と手当の基本
- オ きずの手当（止血法、包帯法）
- カ 骨折の手当（固定法）
- キ 搬送法
- ク 救護（想定に基づく総合的な訓練）

2 訓練責任者は、職務内容に応じ必要と認められる警察官に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得を図るため、救急法指導者の指導の下に、一次救命処置、応急手当等の訓練を毎年1回以上実施するものとする。

なお、「職務内容に応じ必要と認められる警察官」とは、以下の業務に従事する者を対象とする。

- (1) 警察署において、生活安全課、地域課、刑事課、交通課及び警備課等で現場活動を実施する警察官並びに留置管理業務に従事する警察官
- (2) 警察本部において、生活安全部地域課鉄道警察隊、刑事部捜査第一課機動捜査

隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊で現場活動を実施する警察官

(3) その他、訓練責任者が、訓練を必要と認めた警察官

3 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、各所属における個々の救急法訓練の実施状況を把握し、計画的かつ確実な訓練実施のために必要な指導を行うものとする。

#### 第5 関係機関及び団体との連携

1 警務課長は、救急法訓練の実施に関し、日赤支部、医療機関等（以下「日赤支部等」という。）の関係機関及び団体との連携に努めるものとする。

2 訓練責任者は、必要と認められる場合には、日赤支部等の協力を得て、救急法の指導について専門的知識及び技能を有する者を招へいし、訓練を実施するものとする。

#### 第6 報告等

1 訓練責任者は、救急法訓練計画及び救急法訓練実施結果表（別記様式）により、当該年度における訓練員及び訓練計画を策定し、人事異動月の翌月末までに警務課長へ報告するとともに、訓練を実施した際には、随時実施結果を同様式により警務課長へ報告すること。

2 訓練責任者は、石川県警察教養に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第24号）に基づき、「職場教養実施簿」の整理を行うこと。

3 救急法訓練計画及び救急法訓練実施結果表の保存期間は1年とする。

